

MECS加盟店規約

第1条（適用範囲等）

- 1.本規約は丸エネの特約店並びに販売店（以下「加盟店ら」という。）が信用販売を行う場合における、カード会社と加盟店らとの間の契約関係および丸エネが包括的に代理する権限を有する事項につき定めるものです。
- 2.加盟店らが、コンピュータ通信または電話もしくは郵便等の手段を利用するなど、会員からカードの提示を受けず、カード番号等の通知を受けることにより、商品等の販売または提供を行う場合は、別途カード会社の間で所定の非対面用の加盟店契約を締結するものとし、当該信用販売については当該契約が適用されるものとします。
- 3.会員がいずれのカードを使用したかにかかわらず加盟店らにおいてカードを利用した信用販売の売上が丸紅エネルギーカードシステム（以下「MECS」という。）で処理された場合、当該信用販売の取扱いは本規約に基づいて行うものとします。
- 4.カード会社と加盟店らとの間の契約は、加盟申込をカード会社が承諾し、当該加盟店の加盟店登録を行った日に成立したものとみなします。丸エネは加盟店に対して、MECSセンターから丸エネへ加盟店番号一覧が送付された日（以下「通知日」という。）をMECS登録シートに記載し、通知することとします。なお、全部または一部のカード会社から加盟店登録の承認が得られない場合、MECSへの加盟は出来ないものとします。また、加盟店らは、承認が得られない理由が開示されないことをあらかじめ承諾します。
- 5.丸エネは、一部のカード会社との契約が終了する場合、加盟店に対し書面による1ヶ月以上の予告期間をもって申し入れを行うことにより、別紙「取扱条件一覧」記載の、当該カード会社が取扱うカードの利用を終了させることができるるものとし、加盟店らは、あらかじめこれを承諾するものとします。

第2条（定義集）

本規約において用いられる各用語は、本規約において別段の定義がなされる場合を除き、それぞれ本規約に添付する「定義集」記載の意味を有するものとします。

第3条（丸エネの代理権）

- 1.加盟店らは、加盟店として本規約に従って信用販売を行うことができます。
- 2.丸エネは、包括代理加盟店として、カード会社と加盟店らとの加盟店契約の締結その他規約に基づく業務のうち、以下の各号の業務を加盟店らから受託するものとします。
また、丸エネはカード会社に事前に通知した上で、受託した業務の処理を第三者に再委託することができるものとします。
 - ①カード会社と加盟店らとの間の加盟店契約を締結する行為及びこれに付随する一切の行為
 - ②諸事項の届出に関する業務
 - ③事前承認の取得に関する業務
 - ④信用販売に関する売上票をカード会社に提出する業務

- ⑤立替金の請求およびその受領に関する業務
 - ⑥⑤に関わるカード会社への手数料の支払業務
 - ⑦立替金の取消しに伴う立替金の返還等に関する業務
 - ⑧カード会社と加盟店らとの加盟店契約に関するカード会社から加盟店らに対する通知の受領業務
 - ⑨上記業務に付随する業務
- 3.加盟店らの届出事項に変更が生じた場合には、速やかに丸エネに届出るものとします。
- 4.丸エネに事故等があって、丸エネによって第23条その他本規約に定めるカード会社に対する債務が履行できない場合、加盟店らは、自己が行った信用販売に関し加盟店らがカード会社に対し負担する債務に限り、丸エネに代わって履行することを承諾するものとします。

第4条（カード取扱店舗等）

- 1.加盟店らは、あらかじめ所定の方法で、丸エネを通じてカード取扱店舗をカード会社に届出て承認を得るものとします。
- 2.加盟店らは、カード取扱店舗内外の公衆の見やすいところにカード会社の定める加盟店標識を掲げるものとします。
- 3.加盟店らは、カード会社が会員のカード利用促進等のために、加盟店らの個別の承諾なしに、印刷物などに、加盟店らの商号、屋号その他営業に用いる名称および所在地などを掲載または表示することを、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 4.加盟店らは、従業員に対して本規約を周知徹底させ、遵守させるものとします。
- 5.加盟店らは、丸エネに対して、本規約に基づき信用販売を開始する時点において次の各号のいずれの事項も真実であることを表明し、保証するものとします。
 - ①特定商取引法に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、および直近5年間に同法による処分を受けていないこと。
 - ②消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、および直近5年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと。
 - ③第26条を遵守するための体制を構築済みであること。
 - ④その他、丸エネに届出した事項が真実であること。
- 6.加盟店らは、前項の表明した内容が真実に反すること、または反するおそれがあることが判明した場合、丸エネに対して、直ちにその旨を申告するものとします。
- 7.加盟店らは、第5項第1号もしくは第2号に反する事由が新たに生じた場合、または生じるおそれがある場合、丸エネに対して、直ちにその旨を申告するものとします。

第5条（信用照会端末機）

加盟店らは、信用照会端末機、売上票等ならびに売上集計票その他の信用販売に関する書類等、加盟店標識等の用度品を、信用販売を行うために使用するものとし、これらを信用販売以外の目的に使用し、またこれらをカード会社の承諾を受けていない第三者に使用させてはならないものとします。

第6条（取扱いカード）

1.加盟店らは、カード券面記載のカード番号等および会員氏名等の様式要件を具備しており、かつカード裏面の会員署名欄に当該会員による自署がされているカードを取扱うものとし、自署した会員以外の者にカードを利用させることはできません。ただし、カードの仕様により、あらかじめカード裏面の会員署名欄がないカードについては、カード券面記載のカード番号等および会員氏名等の様式要件を具備していれば、これを取り扱うことができるものとします。

2.丸エネは、前項に適うカードであっても、カード利用状況等により、特定のカードについて、信用販売の取扱いをできない旨の指定（以下「無効カード通知」という。）を行うことができるものとします。

第7条（信用販売の方法）

1.加盟店らは、会員がカードを提示して信用販売を求めた場合、当該会員に対して次の要領により信用販売を行うものとします。なお、加盟店らは、信用販売を行うにあたり、第13条に定める法令等および基準等に従い、善良なる管理者の注意をもって、提示されたカード等の有効性を確認し、当該カード等の利用が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正使用（以下「不正使用」という。）に該当しないことの確認をするものとします。

2.加盟店らは、カードの取扱いにあたり、以下の各号の手続きにより信用販売を行うものとします。なお、オーソリゼーション申請によりカード会社の承認を取得した場合は、直ちに売上処理を完了させることとします。

- ①カードの有効性確認
- ②オーソリゼーション申請
- ③売上票等の作成
- ④暗証番号の入力または署名
- ⑤売上票（会員控）の作成・交付
- ⑥売上票等のMECSセンターへの伝送・送付

3.加盟店らは、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、カード会社が承諾した場合を除き、その全件について信用販売を行う前にオーソリゼーション申請を行い、当該信用販売に係るカード会社の承認を得るものとし、カード会社の承認が得られなかった場合、当該信用販売を行ってはならないものとします。また、カード会社の承認取得後に、会員が加盟店らとの取引の申込を撤回するなどして、信用販売に至らなかった場合には、加盟店らは、直ちにカード会社所定の方法によりオーソリゼーション申請を取り消すものとします。

4.加盟店らが会員に対してオーソリゼーション申請を経ることなく行うことができる信用販売限度額は（別紙）取扱条件一覧の通りとします。加盟店らは信用販売限度額の範囲内において1回払いの方法による信用販売を行うに際して、オーソリゼーション申請を行う必要はないものとします。ただし、信用販売限度額の範囲内の信用販売であったとしても、加盟店らがオーソリゼーション申請を現に行った結果、カード会社がこれを承認しなかった場合は、加盟店らは当該信用販売を行ってはならないものとします。

5.加盟店らは、カード会社が承諾した場合を除き、全ての取引においてIC対応端末機を使用して信用販売を行うものとします。また、故障や通信障害等によりIC対応端末機が使用出来ない場合には、その都度事前にカード会社へ電話連絡をして承認を取得し、信用販売を行うものとします。

6.加盟店らは、本条第1項から前項までに定める手続きの履行、およびカード提示者がカード名義人本人であることの確認を、クレジットカード・セキュリティガイドライン（名称が変更された場合であっても、カード番号等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店らが準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該クレジットカード・セキュリティガイドラインに相当するものを含む）に従い、善良な管理者の注意義務をもって行うものとします。なお、加盟店らは以下に定める事由が存在するにもかかわらず信用販売を行った場合、善良な管理者の注意義務に違反する信用販売に当たること、および善良な管理者の注意義務に違反する信用販売はこれらの場合には限定されないことを確認します。

①カードを提示し信用販売を求めた者とカード名義人の氏名が異なる場合

②信用販売を求めた者が、名義人が異なる複数のカードを提示した場合

7.加盟店らは、割賦販売法の適用となる信用販売を行った場合または会員から求めがあった場合は、遅滞なく、同法第30条の2の3第5項または同条第6項およびそれらの施行規則に定める事項等を記載した書面（割賦販売法により認められる場合には電磁的データ）を会員に交付するものとします。

第8条（信用販売の種類）

1.加盟店らが取扱うことができる信用販売の種類は、クレジットカードについては、1回払い、分割払い、ボーナス一括払いおよびリボルビング払いとし、クレジットカード以外のカードについてはカード会社が認める種類のみとします。なお、1回払い以外の信用販売の種類については、カード会社が承認したカード取扱店舗に限り取扱いができるものとします。また、分割払いの分割回数はカード会社が認める回数を取扱うことができるものとします。

2.前項にかかわらず、カード会社等のうち、日本国外の会社または組織・金融機関が発行するカードの取扱いについては、1回払いのみとします。

3.信用販売の種類のうち、第1項のボーナス一括払いの信用販売取扱期間は別紙（取扱条件一覧）のとおりとします。

4.加盟店らは、カード会社が、金融情勢および社会情勢の変動や加盟店らの信用状態の変動等により必要があると認めた場合、本条に定める事項につき、合理的と判断した範囲において変更することあることを予め承諾します。

第9条（商品等の引渡し・提供）

1.加盟店らは、信用販売を行った場合、会員に対し、直ちに商品等を引渡しまたは提供するものとします。なお、信用販売を行った日に商品等を引渡しまたは提供することができない場合には、会員に対して書面または適切な方法をもって引渡時期または提供時期を通知するものとします。

2.加盟店らは、信用販売に係る商品等を複数回に分けてまたは継続的に引渡しもしくは提供する場合において、会員に対して書面または適切な方法をもって引渡時期、引渡期間または提供時期、提供期間を通知するものとします。また、この場合において、加盟店らの事由により商品等の全部または一部の引渡しまたは提供する事が不能または困難となったときは、加盟店らは、直ちにその旨を会員および丸エネに連絡するものとします。

第10条（信用販売における遵守事項等）

- 1.加盟店らは、正当な理由がない限り、会員の目の届かない場所で売上票等の作成等の信用販売に関する手続を行うことはできません。また、第12条第2項の場合を除き、会員からカードを回収、預かりまたは保管することはできません。
- 2.加盟店らは、提示を受けたカードまたは売上票等が汚損、破損等し、売上票等の記載事項の全部または一部の読み取りが不能なもの（不鮮明などを含む。）は取扱うことはできません。また、売上票等記載金額の訂正はできません。
- 3.加盟店らは、カード会社が丸エネに交付した売上票等またはカード会社が事前に承認した売上票等を用いて信用販売するものとし、他の加盟店等が交付を受けた売上票等を流用することはできません。また、カード会社から交付を受けた売上票等は加盟店らの責任において保管、管理し、他に譲渡する等の行為は一切できません。
- 4.信用販売額は、当該信用販売に係る信用販売代金に限られるものとし、現金の立替、過去の売掛金等またはこれらを含めた金額を信用販売額として記載することはできません。また、信用販売額、売上日、信用販売の種類等につき不実の記載をしてはならないものとします。なお、記載金額に誤りがある場合には、当該売上票等を破棄し、新たに本規約に定めるところに従い売上票等を作成するものとします。また、通常1つの売上票等で処理すべき信用販売額を分割して複数の売上票等で処理することはできません。
- 5.加盟店らは、取扱商品に関する次条の定めを遵守し、また、違法もしくは不適切な方法による商品等の信用販売およびその他これらに類する不正、健全な信用販売をしてはならないものとします。
- 6.加盟店らは、第三者が有する債権を、当該第三者から譲受けまたは当該第三者に代わって加盟店らによる信用販売に係る債権としてカード会社に立替払いを請求することはできません。
- 7.加盟店らは、カード会社の承認のないカード取扱店舗での信用販売の取扱いはできないものとします。
- 8.前各項の他、加盟店らは、本規約等または法令、商慣習等に反した信用販売の取扱いはできません。
- 9.提示されたカードにつき、カード提示者とカード名義人の同一性に疑いがある場合、同一人物が異なる名義の複数のカードを提示する場合、あるいは異常に大量または高価な購入申込みの場合、換金を目的としたカード利用の疑いがある場合等、信用販売の申込みに不審な点が認められる場合は、加盟店らは、カード会社に連絡して、カード会社の指示に従うものとします。
- 10.加盟店らは、他のカード会社等との間でクレジットカードの取扱いに関する加盟店契約を締結している場合であっても、会員からカードを提示して信用販売を求められた場合には、当該信用販売の承認を他のカード会社等から得てはならないものとします。ただし、システム障害によりカード会社からの信用販売の承認を得られない場合等やむをえない場合はこの限りではありません。
- 11.加盟店らは、提携会社のロゴまたはマーク等の使用について、提携会社の定める基準またはカード会社もしくは提携会社の行う指示に従って行うものとします。また、加盟店らは、提携会社のロゴまたはマーク等の使用または表示については、本規約の終了またはカード会社もしくは提携会社が停止を通知した場合には、これを停止するものとします。
- 12.加盟店らは、その事業の遂行（本規約に基づく信用販売に限らない。）において、加盟店らに適用される一切の法令および行政通達等を遵守しなければならないものとします。

第 11 条（取扱商品）

- 1.加盟店らは、取扱商品等の概要について、原則として事前に丸エネを通じてカード会社に届出るものとし、カード会社の承認を得るものとします。なお、カード会社の承認を得た後に、取扱商品等の内容を変更する場合についても同様とします。
- 2.加盟店らは、カード会社の承認を得た後においても、カード会社より取扱商品等について、取扱中止要請があった場合は、その指示に従うものとします。
- 3..加盟店らは、本規約に基づく信用販売においては、以下の商品等を取扱うことはできないものとします。
 - ①金券、金地金または有価証券。
 - ②公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの。
 - ③銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、医薬品医療機器等法その他の関連法令の定めに違反するものまたはそのおそれのあるもの。
 - ④第三者の肖像権、著作権、知的財産権、その他権利などを侵害するものまたはそのおそれのあるもの。
 - ⑤カード会社が丸エネおよび加盟店らに対し通知したまは公表（カード会社のホームページにおける変更内容の掲載その他合理的方法による。）するカード会社もしくは提携会社が丸エネおよび加盟店らにおける取扱いを禁止した商品等。
 - ⑥カード会社もしくは提携会社の規則等により取扱いが禁止されるもの（カード会社もしくは提携会社が公序良俗に反すると判断したものおよびカード会社もしくは提携会社の規則等における取扱いのための条件を満たさないものを含む。）。
 - ⑦会員との紛議もしくは不正使用の実態等に鑑みまたはカード会社および提携会社のブランドイメージ保持の観点から、カード会社が不適当と判断したもの。
 - ⑧その他カード会社が不適当と判断したもの。
- 4.加盟店らは、原則として旅行商品、酒類その他の販売または提供にあたり許認可を得るべき商品等の信用販売をする場合は、あらかじめ丸エネにこれを証明する関連証書類を提出し、カード会社の承諾を事前に得るものとします。また、加盟店らが前記の許認可を喪失した場合は、直ちにその旨を丸エネを通じてカード会社に通知し、当該商品等の信用販売を取扱わないものとします。
- 5.加盟店らは、カード会社が承認した場合以外は、ギフトカード・商品券・印紙・切手およびカード会社が別途指定する商品等について信用販売を行わないものとします。
- 6.加盟店らは、自ら又は加盟店らの役員若しくは従業員等に対し、資金調達及び再販売を目的とした信用販売等は行わないものとします。
- 7.加盟店らは、商品等の販売又は提供をするに当たり、会員に現金を入手させるために、自ら商品等を買戻す旨を約し、若しくはキャッシュバック（代金の一部返還などの現金支払い）する旨を約して、又は第三者をしてこれらを約させて、商品等の販売又は提供をしてはならないものとします。

第 12 条（無効カード等の取扱い）

- 1.加盟店らは、次の各号のいずれかに該当するときは、カード提示者に対する信用販売を行わないものとします。
 - ①無効カード通知のあるカードの提示を受けたとき、または第 7 条第 1 項、同条第 4 項に基づきカード

会社から信用販売の承認を得られないとき。

- ②明らかに偽造、変造もしくは模造と判断できるカードまたは破損等したカードの提示を受けたとき。
 - ③カード記載の署名と売上票に記載された署名が明らかに相違するとき。
 - ④カード提示者の所作等が明らかに不審であるとき。
 - ⑤日常の取引から判断して異常に大量または高価な取引の申込み等の不審な取引の申込みがあったとき。
 - ⑥その他カードの利用等について不審と思われるとき。
- 2.前項各号のいずれかに該当する場合、加盟店らは、当該カードの回収および保管に努めるものとします。また、この場合、カード回収の成否の如何を問わず、また事前事後にかかわらず、直ちにカード会社に対して当該事象を連絡し、カード会社の指示に従うものとします。

第 13 条（円滑な信用販売および法令等の遵守）

1.加盟店らは、信用販売に関し、会員に対して掲示等する広告その他の書面等および信用販売の方法等について、割賦販売法、資金決済に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令（以下「法令等」という。）ならびに本規約、および次項に規定されるカード会社が信用販売の方法等について定める基準を遵守するものとします。

2.加盟店らは、カード会社が、提携会社の規則、クレジットカード・セキュリティガイドラインその他実務上の指針等をふまえて、以下の各号記載の事項を含む信用販売の方法等についての基準を定めたときは、当該基準を遵守の上で信用販売を行うものとします。なお、当該基準は、カード会社からの丸エネおよび加盟店らへの通知、または、カード会社の WEB サイトへの掲載その他合理的方法により公表されます。

- ①カード番号等の管理に必要な情報セキュリティの基準。
- ②前号の基準を満たすために必要な措置。
- ③カードまたはカード番号等の不正使用を防止するために必要な基準。
- ④前号の基準を満たすために必要な措置。
- ⑤その他円滑な信用販売のために必要な事項。

3.カード会社は、加盟店らの行う信用販売について会員等から苦情があった場合、その他カード会社が必要と認めた場合には、その信用販売がカード会社に届出たところに従って行われているかどうか、ならびに信用販売方法等が法令等および基準等に適合しているか否か適宜調査することができるものとし、加盟店らは、この調査に協力するものとします。

4.カード会社が、加盟店らの行う信用販売について取扱商品等または信用販売の方法等が本規約に基づく信用販売として不適当と判断した場合、加盟店らのセキュリティ保持の措置を不適当と判断した場合、または、会員等からの苦情対応のため必要と判断した場合には、丸エネは加盟店らに対し、その具体的な内容を示した上、これらの変更・改善等の措置を請求できるものとし、加盟店らは、カード会社からの請求に応じて、直ちに変更・改善等の措置をとるとともに、その結果を丸エネを通じてカード会社に通知します。

第 14 条（不利益な取扱いの禁止）

加盟店らは、カードを提示した会員に対して正当な理由なくして信用販売を拒絶し、または直接現金での支払もしくは当該カード以外のクレジットカードその他の支払手段による支払を要求する等の行為はできないものとします。また、会員に現金客と異なる代金等を請求する、または、取扱商品等もしくは信用販売の対象とする商品等の代金額または提供の対価の額につき制限を設けるなど、会員に不利益となる差別的な取扱いをすることはできないものとします。

第 15 条（立替払いの請求）

1.1. 加盟店らは、カード会社による信用販売の承認のあった日から原則として 7 日以内に丸エネ所定の方法により MECS センターに対して加盟店らの売上データを提出することにより、信用販売代金の立替払いの請求をカード会社に対して行うものとします。この場合、カード会社が売上票（会員署名の必要な売上票に関しては会員署名のある売上票）の提出を求めたときは、加盟店らは速やかに丸エネを通じてカード会社に提出するものとします。

2. 加盟店らは、直接カード会社に対し、立替払いの請求ができないものとします。

3. 加盟店らは、カード会社が特に認めた場合は売上データの提出に代えて、信用販売に係る売上票を信用販売の種類ごとに取り纏め売上集計票に添付して丸エネに提出することにより、丸エネは加盟店らの信用販売代金の立替払いの請求をすることができるものとします。

第 16 条（立替払い）

1. 加盟店らは、前条に基づき MECS センターに売上データを提出し、別紙「取扱条件一覧」の定める締切日（MECS センターよりカード会社に提出をした売上データが事故なく読み込まれた日、ただし、加盟店らがカード会社に対し、前条第 3 項の方法により立替払いの請求を行う場合には、売上集計票および売上票等のカード会社到着日）までに到着した売上債権について、丸エネは加盟店らに代わってカード会社に請求し、立替金を受領します。

2. 丸エネは、カード会社より受領した立替金から第 17 条第 1 項に定める所定の加盟店手数料を差し引いた金額を、別紙「取扱条件一覧」の定める支払日に、加盟店ら指定の銀行口座（ただし、口座の名義は加盟店らの商号その他正式名称であるものに限る）に振り込むものとします。尚、月末以外の支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日、月末が金融機関休業日の場合は前営業日に振り込むものとします。ただし、丸エネと加盟店らが個別に合意した場合には、当該合意内容に従うものとします。

第 17 条（加盟店手数料）

1. 加盟店らは、丸エネに対して信用販売に係る加盟店手数料を支払うものとします。加盟店手数料の額は、支払区分及びカードの種類ごとに合計した金額に別紙「取扱条件一覧」に定める料率を乗じた金額とし、円未満を四捨五入するものとします。

2. 丸エネおよび加盟店らが金融情勢および社会情勢の変動等により必要があると認めた場合、本条に定める事項につき、丸エネおよび加盟店らで協議のうえ変更できるものとします。

第 18 条（商品の所有権移転）

- 1.加盟店らが会員に信用販売を行った商品の所有権は、第 16 条に基づきカード会社から丸エネに支払いが行われた時に加盟店らからカード会社に移転するものとします。ただし、カード会社から支払われた後に、第 19 条、第 23 条に基づき信用販売代金の支払いが取消された場合、当該商品の所有権は加盟店らが支払済の信用販売代金を丸エネに返還した時に加盟店らに復帰するものとします。
- 2.加盟店らが、偽造、変造もしくは模造されたカードの使用または第三者によるカードもしくはカード番号等の使用等により、会員本人以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、カード会社が丸エネに対し支払いを行った場合には、信用販売を行った商品の所有権は、カード会社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項のただし書の規定を準用するものとします。
- 3.信用販売した商品の所有権が加盟店らに属する場合でも、カード会社が必要と認めたときは、カード会社は、カード会社の加盟店らに対する通知の有無にかかわらず、加盟店らに代って商品を回収することができるものとし、加盟店らはこれをあらかじめ承諾します。

第 19 条（キャンセル処理）

- 1.会員から信用販売の取消、もしくは解約、商品等の返品、変更等の申出（ただし、第 20 条第 1 項を理由とする申出を除く。）があり、加盟店らがこれを受け入れる場合には、加盟店らは、カード会社所定の方法により、速やかに信用販売の取消等の対応を行うものとします。
- 2.前項に基づき取消等した信用販売に係る信用販売代金が丸エネによる支払前の場合、丸エネは当該信用販売代金の支払を行わないものとします。また、前項に基づき取消等した信用販売に係る信用販売代金が既に丸エネより加盟店らに支払済の場合、加盟店らは、カード会社の請求により、カード会社所定の方法で、当該支払済の信用販売代金を丸エネを通じてカード会社に返還するものとします。この返還がない場合は、丸エネは当該代金相当額を次回以降の加盟店らに対して支払う金額から差引けるものとします。
- 3.加盟店らが第 7 条第 1 項または同条第 5 項に基づきカード会社から信用販売の承認取得後、売上データの提出を行わない場合、加盟店らは、速やかに承認取消処理を行うものとします。
- 4.丸エネに事故があり本条第 2 項のカード会社に対する支払いができない場合、または丸エネが本条第 2 項のカード会社に対する支払いを怠った場合は、加盟店らは自己の売上について、丸エネに代わってカード会社に直接返還もしくは支払うものとします。なお、本項の規定は、第 20 条第 2 項 2 号（第 21 条第 2 項で準用する場合を含む）および第 23 条第 1 項に基づくカード会社に対する金銭の返還に準用します。

第 20 条（商品等の契約不適合・会員のカード利用否認）

- 1.加盟店らが、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店らは丸エネに通知するとともに、加盟店らの責任において、対処、解決にあたるものとします。
 - ①信用販売した商品等につき、その全部または一部の引渡しまたは提供がない場合。
 - ②信用販売した商品等の種類、品質もしくは数量または移転した権利が当該契約の内容に適合せず、または故障等が生じた場合。
 - ③信用販売の勧誘方法、広告方法、販売方法、商品等の引渡し・提供方法、商品等のアフターサービス上、その他の事由により会員から苦情、要請、相談等があったとき、またはこれらにより会員との間で紛議等

が生じた場合。

④信用販売した商品等の代金につき、正しい代金額とカード会社に提出された売上票の金額に差異があり、加盟店らにて売上票の金額を修正、または丸エネを通じて加盟店らからの申し出に基づきカード会社にて売上票の金額を修正した場合において、これにより会員との間で紛議等が生じた場合。

⑤会員から自己のカード利用によるものではない旨の申出があった場合。

2.前項の場合において、会員もしくはカード会社等がカード会社に対するカード利用代金の支払を拒んだとき、または会員もしくはカード会社等のカード会社に対する当該支払が滞ったとき、当該信用販売代金の加盟店に対する支払は以下のとおりとします。

①当該信用販売代金が支払前の場合、丸エネは事前に通知の上、当該信用販売代金の支払を留保できるものとします。

②当該信用販売代金が支払済の場合、加盟店はカード会社から請求があり次第、直ちに当該信用販売代金相当額を、丸エネを通じてカード会社に返還するものとします。

③カード会社が丸エネおよび加盟店に通知した日から 2 ヶ月以内に前項の紛議等が解消した場合、丸エネはカード会社より当該信用販売代金を代理で受領し、加盟店に支払うものとします。

3.加盟店は、本条第 1 項の紛議等の解決にあたり、カード会社の事前の承諾なく、当該会員に対して、信用販売代金相当額その他の金銭の交付を行わないものとします。これに反したことにより生じる一切の責任は加盟店の責任とします。

第 21 条（支払停止の抗弁）

1.会員がカード会社等からのカード利用代金の請求に対し、割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を主張したことが判明したときは、丸エネは加盟店にその旨を通知するものとし、加盟店は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。

2.前項に該当する場合、当該代金の加盟店に対する支払は前条第 2 項を準用します。

3.本条第 1 項の抗弁事由の解消に際しては、前条第 3 項を準用します。

第 22 条（期限の利益の喪失・相殺）

1.加盟店が、本規約または丸エネとの間の他の契約に基づき丸エネに対して負担するいづれかの債務の一つでもその支払を延滞した場合、加盟店は、丸エネに対して負担する一切の債務について、直ちに期限の利益を失うものとします。

2.丸エネは、丸エネが加盟店に対して有する一切の債権（本規約に基づく債権に限らない。）と、丸エネが加盟店に対して負担する一切の債務（本規約に基づく債務に限らない。）とを、その支払期限の如何にかかわらず、対当額をもって相殺することができるものとします。この場合、丸エネは書面により加盟店に通知するものとします。

3.前項に基づく相殺にあたっての手数料および利息等の計算は、その期間を相殺通知の到達の日までとします。

第23条（支払の留保・支払金の返還）

1. カード会社は、第16条の規定にかかわらず、売上票等または売上票等に係る信用販売が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該信用販売に係るカード会社の信用販売の承認の有無にかかわらず丸エネに対し当該信用販売に係る信用販売代金の支払を行わないものとします。それに伴い、丸エネは加盟店らに対し当該信用販売代金の支払いを行わないものとします。また、当該信用販売代金が支払済の場合には、加盟店らは、カード会社の選択により、カード会社の請求があり次第、直ちに丸エネを通じて当該代金を返還するか、または当該代金を加盟店らに対する次回以降に支払い予定の信用販売代金から差引くことにより返還するものとします。

①会員より自己の利用によるものではない旨の申出が、カード会社、他のカード会社等または丸エネおよび加盟店らにあったとき。

②売上票等が正当なものでないとき、または売上票等の内容に不実不備があるとき。

③本規約に基づき取扱うことのできるカード以外のクレジットカードその他の支払手段にて信用販売を行い、カード会社宛に支払請求をしたとき。

④第6条、第7条、第10条、第11条、第12条、第13条または第27条に反して信用販売を行ったとき。

⑤カード会社による信用販売の承認のあった日から60日を超えてカード会社が受領した売上票等であるとき。

⑥原因となる信用販売に関し、第20条第1項第1号から第3号のいずれかに起因する苦情、紛議等については丸エネおよび加盟店もしくは会員またはカード会社等からカード会社が通知を受けた日から、また第21条の抗弁事由については、カード会社から丸エネが通知を受けた日から2ヶ月を経過しても解決しないとき。

⑦ 会員が商品等の売買契約または役務提供契約を解約したにもかかわらず、第19条に定める手続を行わないとき。

⑧加盟店らの事情により、会員に対する商品等の引渡し、提供が困難になったとき。

⑨加盟店らが第38条に定める調査、報告、資料の提出または協力をしないとき。

⑩提示されたカードがICカードまたはICカードを元に偽造された磁気カードにもかかわらず、IC対応信用照会端末機を使用せずに信用販売を行った場合において、会員より自己の利用によるものではない旨の申出が、カード会社、他のカード会社等または丸エネおよび加盟店らにあったとき。

⑪加盟店らから提出された売上票等・売上請求に疑義があることを理由として第38条に定める調査が開始された場合において、当該調査開始日から30日が経過してもなお当該疑義が解消しないとき。

⑫丸エネが第34条に基づき本規約を解除した日以降または第33条により丸エネもしくは加盟店らが本規約を解約するために申出た指定解約日以降に信用販売されたものであるとき。

⑬その他、信用販売が本規約等のいずれかに違反して行われていることが判明したとき。

2. 第16条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、カード会社は当該事由が解消するまでの間、信用販売代金その他カード会社が丸エネに支払うべき金額の全部または一部の支払を留保できるものとし、丸エネも加盟店らに対し同様の対応をすることができるものとします。

①カード会社が、加盟店らから提出された売上票等または売上請求に疑義があると判断したとき。

②加盟店らが第34条各号に掲げる事由に該当したときまたは該当するおそれがあると丸エネが認めた

とき。

③カード会社が、加盟店らの売上票等または売上票等に係る信用販売について前項各号のいずれかに該当するまたはそのおそれがあると認めたとき。

④加盟店らが、丸エネとの規約以外の契約について、その支払留保事由に該当したとき。

3.前項の支払留保後に当該留保事由が解消し、カード会社が当該留保金の全部または一部の支払を相当と認めた場合には、カード会社は丸エネに対し当該金額を支払うものとし、丸エネは加盟店らに当該代金を支払うものとします。なお、この場合、丸エネは加盟店らに対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないものとし、加盟店らは、これらを丸エネに請求しないものとします。

第 24 条（商品等の受領書）

加盟店らは、丸エネが求めた場合は、信用販売に係る会員からの商品等の受領書または加盟店らが信用販売した商品等の明細書を丸エネに提出するものとします。

第 25 条（地位の譲渡等）

1.加盟店らは、事前の書面による丸エネの承諾なく、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2.加盟店らは、事前の書面による丸エネの承諾なく、加盟店らの丸エネに対する債権を第三者に譲渡、質入等をできないものとします。

第 26 条（秘密情報およびカード番号等の管理責任）

1.加盟店らは、信用販売の実施に必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等を取扱ってはならないものとします。また加盟店らは、本条第 3 項を遵守し、第 13 条に定める基準を満たした上で暗号化したカード番号を保管する場合を除き、カード番号等を一切保管してはならないものとします。

2.加盟店らは、本規約に基づく信用販売を行ううえで知り得た手数料率を含む秘密情報を万全に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、第三者に提供、開示または漏洩してはならないものとします。また、加盟店らは、秘密情報を信用販売を行う目的以外の目的に利用してはならず、当該利用目的に従った利用が終了次第、速やかに加盟店らの責任のもとに当該秘密情報を破棄または消去等するものとします。なお、丸エネとの情報連絡に用いる場合を除き、カード番号等を、加盟店の顧客管理のための識別番号として用い、または顧客情報の抽出もしくは名寄せのために用いる行為は目的外利用にあたり、加盟店はこれを行ってはならないものとします。

3.加盟店らは、自らの責任において、秘密情報およびカード番号等を漏えい、滅失もしくは毀損し、または第三者に閲覧、改ざんもしくは破壊されることがないよう必要な措置を講じ、善良なる管理者の注意をもって保管、管理するものとします。また、丸エネは加盟店らに対して第 13 条第 2 項第 1 号に定める基準を別途指定することができ、この場合、加盟店らは、当該基準を遵守するものとします。

4.加盟店らは、本条の内容を遵守するために社内規程の整備、従業員教育、監督その他の必要な措置、および第 13 条第 2 項第 2 号に定める必要な措置をとるものとします。

5.加盟店らは、秘密情報またはカード番号等が漏えい、滅失もしくは毀損する事故が生じた場合、または

当該事故が生じた可能性がある場合、もしくは目的外利用の事実が判明し、またはそのおそれがあることを認識した場合には、故意、過失の有無にかかわらず、直ちにその旨を丸エネに報告するものとします。

6.丸エネは、加盟店らに前項の事故または事実が生じ、またはその可能性があると判断する合理的な理由がある場合、加盟店らに対して当該事故等の事実の有無、可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店らはこれに応じるものとします。

7.加盟店らは、本条第5項の事故等が生じた場合、その原因を詳細に調査のうえ、当該調査結果を直ちに丸エネに報告するとともに、被害拡大の防止策および有効かつ十分な再発防止策を講じるものとし、また、漏洩、滅失または毀損目的外利用の事実および二次被害防止のための対応について、必要に応じて公表するものとし、または影響をうける会員に対してその旨を通知するために必要な措置をとるものとします。なお、加盟店らは、その調査を自らの負担にて行うものとし、丸エネは、必要と認める場合には事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、加盟店らは、選定された会社等による調査を行うものとします。また、加盟店らは、策定した被害拡大の防止策および再発防止策を直ちに実施するものとし、その被害拡大の防止策および再発防止策の内容を遅滞なく丸エネに書面にて報告するものとします。なお、丸エネが別途被害拡大の防止策および再発防止策を策定し、加盟店らに実施を求めた場合は、加盟店らは、その内容を遵守するものとします。

8.本条第5項の事故が生じた場合であって、丸エネが必要と認めるにもかかわらず、加盟店らが遅滞なく前項に定める事故事実等の公表や、会員に対する通知のために必要な措置（影響を受けた会員の特定のための情報提供等）をとらない場合には、丸エネは加盟店らの同意を得ることなく、自らその事実を公表し、または会員に対する通知のために必要な措置（影響を受けた会員の特定のための情報提供等）をとることができるものとします。

9.加盟店らの責に帰すべき事由により、本条第5項の事故が生じ、その結果、会員、丸エネ、カード会社、カード会社等その他の第三者に損害が生じた場合、加盟店らは、当該損害につき賠償する義務を負うものとします。なお、当該損害の範囲には、次の各号に掲げるものが含まれ、かつ、これらに限定されないものとします。

- ①カードの再発行に関する費用。
- ②不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関する費用。
- ③カードまたはカード番号等の不正使用による損害額。
- ④当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等として、丸エネが請求を受けた一切の費用。

10.前項を適用するにあたり、加盟店らが保有するカード番号等の一部が漏洩した事実が認められる場合、または漏洩した可能性が高いと客観的に認められる場合、加盟店らが保有する残りのカード番号等について、漏洩のおそれがないことを加盟店らが合理的に証明できない限り、当該カード番号等についても、漏洩したおそれがあるものとして取扱うものとします。

11.本条の規定は、本規約の終了後においても効力を有するものとします。

第27条（カード番号等の不正使用への対応責任）

1.加盟店らは、カードまたはカード番号等の不正使用を防止するために必要な措置を講じるものとします。また、丸エネは加盟店らに対して、第13条第2項第3号に定める基準を別途指定することができ、この場合、加盟店らは、当該基準を遵守するものとします。

- 2.加盟店らは、本条の内容を遵守するために社内規程の整備、従業員教育、監督その他の必要な措置、および第13条第2項第4号に定める措置をとるものとします。
- 3.加盟店らは、カードもしくはカード番号等の不正使用が発生した場合、またはカードもしくはカード番号等の不正使用が発生した可能性がある場合、故意、過失の有無にかかわらず、直ちにその旨を丸エネに報告するものとします。
- 4.丸エネは、加盟店らに前項のカードもしくはカード番号等の不正使用が発生したまたはその可能性があると判断する合理的な理由がある場合、加盟店らに対して、カードまたはカード番号等の不正使用発生事実の有無、可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店らは、これに応じるものとします。
- 5.加盟店らは、本条第3項のカードまたはカード番号等の不正使用が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、当該調査結果を直ちに丸エネに報告するとともに、被害拡大の防止策および有効かつ十分な再発防止策を講じるものとします。なお、加盟店らはその調査を自らの負担にて行うものとし、丸エネは、必要と認める場合には事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、加盟店らは、選定された会社等による調査を行うものとします。また、加盟店らは、策定した被害拡大の防止策および再発防止策を直ちに実施するものとし、その被害拡大の防止策および再発防止策の内容を遅滞なく丸エネに報告するものとします。なお、丸エネが別途被害拡大の防止策および再発防止策を策定し、加盟店らに実施を求めた場合は、加盟店らは、その内容を遵守するものとします。

第28条（業務の委託）

- 1.加盟店らは、丸エネの事前の書面による承諾なく、本規約に基づく信用販売に関する業務の全部または一部を第三者に委託することはできないものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、加盟店らは丸エネの指定するMECSセンターとの間で別途業務の委託契約を締結し、本規約に定める加盟店らの業務の一部を委託するものとします。
- 3.加盟店らは前項の委託に関し、MECSセンターに対し、定められた費用を支払うものとします。

第29条（変更事項の届出）

- 1.加盟店らは、丸エネに届出た加盟店の商号、所在地、代表者、電話番号、カード取扱店舗、業種、取扱商品等、第13条第2項第2号および第4号に定める措置のうち加盟店らが講じる措置、その他の事項、ならびに丸エネが加盟店らに対しあらかじめ通知する事項に変更が生じた場合には、遅滞なくカード会社所定の方法により丸エネを通じて届出を行い、カード会社の承認を得るものとします。
- 2.前項の届出がなかったことにより、カード会社および丸エネからの通知、送付書類その他が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店らに到着したものとみなします。また、この場合において、カード会社および丸エネからの通知、送付書類に関し加盟店らと第三者との間で紛議が生じた場合、加盟店らは、自らの責任において解決にあたり、丸エネに一切の迷惑をかけないものとします。

第30条（信用販売の停止）

1.加盟店らが次の各号のいずれかに該当する場合、カード会社または丸エネは、当該加盟店らの本規約に基づく信用販売を一時的に停止すること（加盟店らが使用する信用照会端末機等の利用を一時的に停止することおよび信用販売の承認を保留とすることを含む。）ができるものとし、加盟店らは、カード会社または丸エネが再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないことをします。なお、加盟店らは、カード会社または丸エネに対し、本項に基づく信用販売の停止を理由として、損害賠償の請求その他名目の如何を問わず金銭の請求を行うことはできないものとします。

- ①第26条第5項に記載する秘密情報またはカード番号等に関わる事故が生じた場合。
- ②加盟店らが第34条各号のいずれかに該当する場合。
- ③加盟店らにおいてカードもしくはカード番号等の不正使用が発生した場合（第7条第1項、同条第4項に基づき加盟店らがカード会社に承認を求めた信用販売について、カード会社所定の不正使用検知システムにより、カードまたはカード番号等の不正使用の疑いがあると判定された場合を含む）。
- ④加盟店らにおける信用販売に関して、他のカード会社等より、加盟店らにおいてカードもしくはカード番号等の不正使用が発生した旨の通知をカード会社または丸エネが受領した場合。
- ⑤加盟店らが1年間以上の期間にわたり、本規約に基づく信用販売を行っていない場合。
- ⑥第10条に違反したとき。
- ⑦加盟店らが本規約等に違反した場合その他、円滑な信用販売を行う上でカード会社または丸エネが必要と認めた場合。

2.カード会社において、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、カード会社の判断で本規約に基づく全部または一部の信用販売を一時的に停止されること（加盟店らが使用する信用照会端末機等の全部または一部の利用が一時的に停止されることを含む。）があるものとし、加盟店らはカード会社が再開を認めるまでの間、信用販売（信用照会端末機等の利用停止の場合は当該利用停止に係る信用照会端末機等による信用販売）を行うことができないことを承諾します。なお、加盟店らはカード会社に対し、本項に基づく信用販売の停止を理由として、損害賠償の請求その他名目の如何を問わず金銭の請求を行うことはできないものとします。

- ①天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムまたはネットワークシステムの異常、戦争等の不可抗力によりカードの取扱いが困難であるとカード会社が判断した場合。
- ②コンピュータシステムまたはネットワークシステム保守、その他カード会社が止むを得ない事情でカードの取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合。

第31条（反社会的勢力との取引拒絶）

1.加盟店らは、加盟店らおよび加盟店らの親会社・子会社等の関係会社、ならびにこれらの役員および従業員等が、現在、暴力団員等またはテロリスト等または日本政府、外国政府もしくは国際的機関が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準ずるか、密接な関係を有する者（疑いがある場合を含む。以下同じ。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、ならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとします。

- ①暴力団員等またはテロリスト等が、経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団員等またはテロリスト等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用して認められる関係を有すること。

④暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤暴力団員等またはテロリスト等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2.加盟店らは、加盟店らまたは加盟店らの代表者その他経営に実質的に関与している者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

①暴力的な要求行為。

②法的な責任を超えた不当な要求行為。

③丸エネまたはカード会社または業務委託会社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてカード会社または丸エネの信用を毀損し、または丸エネまたはカード会社のいずれかの業務を妨害する行為。

⑤その他前各号に準ずる行為。

3.丸エネは、加盟店らが前二項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約等を直ちに解除することができるものとします。

4.前項に基づき本規約等が解除される場合、丸エネは、当該解除に起因または関連して加盟店らが被るいかなる損失および損害についても何らの債務も責任も負わないものとし、また、加盟店らは、第1項もしくは第2項の違反または前項に基づく解除に起因または関連して丸エネが被る一切の損失または損害について、賠償する義務を負うものとします。

第32条（定めのない事項、契約の変更）

法令等が改廃された場合、MECS その他丸エネまたはカード会社の業務内容に変更の必要性が生じた場合、その他合理的必要性がある場合には、丸エネまたはカード会社は事前に加盟店らに書面またはホームページもしくはポータルサイトにより通知し、必要な範囲で本規約等を変更できるものとします。

第33条（有効期間）

1.本規約の有効期間は第1条第4項の通知日から1年間とします。ただし、丸エネまたは加盟店らのいずれかが、期間満了1ヶ月前までに書面をもって本規約を更新しない旨の通知をしないときは、更に1年間自動的に更新し、以後も同様とします。

2.前項の有効期間内であっても、丸エネまたは加盟店らは、相手方に対し書面による1ヶ月以上の予告期間をもって申し入れを行うことにより、本規約を解約することができるものとします。

3.第1項の定めにかかわらず、加盟店らが1年間以上の期間にわたり、本規約に基づく信用販売を行っていない場合において、丸エネは、加盟店らに対し書面による通知を行うことにより、当該加盟店との間の本規約を終了させることができるものとし、以降当該加盟店は、本規約に基づく信用販売を行うことはできないものとします。

4.第1項の定めにかかわらず、加盟店らが石油製品等取引契約または石油製品等取引特約契約を解約する等の事由により、第3条第2項に基づき丸エネに付与した包括的代理権を撤回した場合、その他事由の

如何を問わず丸エネの包括的代理権が消滅した場合、同時に加盟店らは加盟店資格を喪失するものとします。

第 34 条（契約の解除）

加盟店らが、次の各号のいずれかに該当する場合には、丸エネは加盟店らに催告することなく、直ちに本規約を解除できる他、カード会社または丸エネは、加盟店らに対し催告することなく、直ちに本規約等に基づく加盟店らの加盟店資格を取消すことができるものとします。なお、この場合において、カード会社または丸エネに損害が生じたときは、当該加盟店は、本規約終了後といえども当該損害を賠償するものとします。

- ① MECS 登録シートの記載事項または第 29 条第 1 項の届出事項を偽って記載または届出したことが判明したとき。
- ②他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて、信用販売制度を悪用しているとカード会社が判断したとき。
- ③営業または業態が公序良俗に反するとカード会社が判断したとき。
- ④加盟店らまたは加盟店らの代表者自らが振り出しもしくは引受けた手形・小切手が一通でも不渡りになったとき、もしくは支払停止または支払不能になったとき。
- ⑤差押、仮差押、仮処分の申立てもしくはその命令または滞納処分を受けたとき。
- ⑥破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、私的整理を行う旨の通知があったとき、または合併によらず解散もしくは営業の廃止をしたとき。
- ⑦加盟店らまたは加盟店らの代表者もしくはその従業員、その他加盟店らの関係者が割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法その他本規約の履行に関わる法令に違反したとき。または本規約の履行に関し行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、丸エネが本規約の解除が相当と判断したとき。
- ⑧監督官庁から営業の停止または許認可等の取消の処分を受けたとき。
- ⑨加盟店らまたはその代表者の信用状態に重大な変化が生じたと丸エネまたはカード会社が認めたとき。
- ⑩第 23 条に反し、丸エネに対する債務の履行を遅滞し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該債務の履行をしないとき。
- ⑪第 25 条に反し、加盟店らの地位または債権を第三者に譲渡する行為を行ったとき。
- ⑫会員からの苦情、他のカード会社等からの情報、カード会社が加盟する加盟店情報機関の登録情報など、外部から得た情報をもとに、カード会社が加盟店として不適当と認めたとき。
- ⑬カード会社に届出たカード取扱店舗が所在地に実在しないとき、またはカード会社に届出た電話番号にてカード会社からの連絡ができないとき。
- ⑭加盟店らから提出された売上票等または取消伝票等の成立に疑義があり、カード会社が加盟店として不適当と認めたとき。
- ⑮加盟店らが取扱った信用販売について、無効、紛失、盗難、偽造カードによるもの、またはカード名義人以外の第三者によるカードもしくはカード番号等の不正使用によるものの割合が高いとカード会社が認めたとき。
- ⑯加盟店らが取扱った信用販売について、会員の換金目的によるカード利用の割合が高いとカード会社

が判断したとき、または会員のカード利用が換金目的であることが明らかである場合に、加盟店らがその換金行為に加担するなど、不適切な信用販売を行っているとカード会社が判断したとき。

⑯加盟店らの故意、過失の有無にかかわらず、秘密情報またはカード番号等が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じたとカード会社が判断したとき。

⑰加盟店らがカード会社の会員であって、カード会社が会員資格を喪失させる手続きをとったとき。

⑲加盟店らまたはその代表者が、カード会社との他の契約において、当該契約に基づくカード会社に対する債務の履行を遅滞し、期限の利益を喪失したとき。

⑳カード会社との契約について、その契約解除事由に該当したとき。

㉑第13条、第26条、第27条または第38条のいずれかに定める義務を履行しないとき。

㉒第4条第5項もしくは第31条第1項に基づき表明した事項の全部もしくは一部が事実でないとき、またはその疑いがあるとき。

㉓第4条第5項、第31条第1項もしくは第2項の確約に違反したとき、または違反するおそれがあるとき。

㉔その他加盟店らが本規約等に定める義務を履行しないとき。

第35条（契約終了後の処理）

1. 第33条または第34条により本規約が終了した場合、加盟店らは加盟店資格を喪失するものとし、加盟店らとカード会社、および加盟店らと丸エネとの契約関係は自動的に終了するものとします。

2. 加盟店らが加盟店資格を喪失した場合、加盟店資格喪失日までに行われた当該加盟店の信用販売は有効に存続するものとし、当該加盟店および丸エネは、信用販売を本規約等に従い取扱うものとします。ただし、当該加盟店と丸エネが別途合意した場合はこの限りではないものとします。

3. 丸エネは、加盟店らが第34条各号のいずれかに該当する場合、加盟店らから既に支払請求を受けている信用販売代金について、支払を取り消すか、カード会社等が会員から当該代金の支払を受けるまで加盟店らに対する支払を留保することができるものとします。

4. 加盟店らは、本規約終了後、直ちに、加盟店らの負担において本規約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込みの誘引行為を中止しなければなりません。また、加盟店らは、本規約終了以後に会員より信用販売の申込みがあった場合には、これを拒絶するとともに、当該会員に対して本規約に基づく信用販売を中止した旨を告知しなければならないものとします。

第36条（損害賠償責任）

1. 加盟店らが本規約に定める義務を履行せず、その結果、会員、丸エネ、カード会社、他のカード会社等またはその他の第三者に損害が生じた場合、加盟店らは、当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

第37条（遅延損害金）

加盟店らが、丸エネに支払うべき債務の支払を遅滞したときは、支払うべき日の翌日から支払済に至るまで、年利14.6%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金を支払うものとします。

第38条（調査・報告、協力）

1.加盟店らは、カード会社または丸エネが加盟店らに対して事業内容、会員のカードの利用状況、信用販売の内容・方法・売上票等・売上請求の内容、第13条第2項に規定されるカード会社が定める基準への遵守状況等、カード会社または丸エネが必要と認めた事項に関して調査、報告、資料の提出を求めた場合は、速やかにこれに応じるものとします。

2.前項の調査にあたって、丸エネまたはカード会社が加盟店らに対して求めた場合、加盟店らは、丸エネに対して、以下の資料等を7日以内に提出するものとします。

(1)信用販売に係る商品等の明細（個々の商品等の名称、数量、販売額の判明する帳票）

(2)パンフレット・説明書その他会員に対する勧誘に用いた資料

(3)商品等の内容を説明する資料

(4)商品等の仕入れに関する証跡および会員作成に係る受領書等

(5)商品・権利の販売または役務の提供を行うに際して甲または加盟店らが作成した書類・記録

(6)その他当該調査を行うにあたって乙が必要と判断する資料

3.加盟店らは、丸エネまたはカード会社が、会員からの申し出に基づいて前二項の調査を行う場合、または割賦販売法その他の諸法令に基づき調査を行う場合、その他カード会社または丸エネが加盟店らから会員の個人情報等を受領することについて正当な理由がある場合、会員等に対する守秘義務または個人情報の保護に関する法律等を理由として、前二項の調査協力および資料の提出を拒否してはならないものとします。

4.加盟店らは、丸エネが求めた場合、速やかに、計算書類等（加盟店らが会社の場合には、会社法に定める計算書類、事業報告およびこれらの付属明細書、またはこれに準ずるものという）、その他加盟店らの事業内容、資産内容および決算内容に関する資料を開示するものとします。

5.加盟店らは、前四項の義務を履行するため、自己の責任において各項記載の書類等を5年間保管するものとします。

6.加盟店らは、盗難・紛失、偽造・変造されたカードによる信用販売、カードもしくはカード番号等の不正使用またはこれに起因する信用販売に係る被害が発生し、カード会社が加盟店らに対し、所轄の警察署へ当該信用販売に係る被害届の提出を要請した場合はこれに協力するものとします。また、カード会社がカードもしくはカード番号等の不正使用防止等について協力を求めた場合は、これに協力するものとします。

第39条（是正改善計画の策定と実施）

1.以下の各号のいずれかに該当する場合には、丸エネは、加盟店らに対し、期間を定めて当該事案のは正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店らはこれに応じるものとします。なお、本条は、第34条に基づく丸エネによる本規約の解除その他の権利行使を妨げるものではないものとします。

(1)加盟店らが第26条第3項の義務を履行せず、またはそのおそれがあるとき

(2)加盟店らの保有するカード番号等につき、漏洩等のおそれがある場合であって、第26条第5項の義務を履行しないとき

(3)加盟店らが第7条第6項に違反し、またはそのおそれがあるとき

(4)加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第26条第7項の義務を履行しないとき

(5)前各号に定める場合のほか、加盟店らの信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法その他関連諸法令に基づき、または、行政機関からの要請により、加盟店らに対し、その是正改善を図るために必要な措置を講じることが求められるとき。

(6)その他、丸エネが必要と認めたとき。

2.丸エネは、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店らが当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店らはこれに応じるものとする。

第40条（情報収集および利用等）

1. 加盟店らおよびこれらの代表者ならびに新規加盟希望者およびその代表者（以下「加盟店等」と総称する）は、カード会社および丸エネが本項(1)に定める加盟店等の情報（以下総称して「加盟店情報」という）のうち個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。

(1)本規約の加盟申込審査（決済サービスの追加申込審査を含む。以下同じ）、加盟後の管理等取引上の判断、加盟後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード等利用促進にかかる業務のために、以下の①から⑯の加盟店情報を収集、利用すること。

①加盟店および新規加盟希望者ならびにカード取扱店舗等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、法人番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等加盟店等が加盟申込時および変更届け時に届け出た事項

②加盟申込日、加盟日（決済サービスを追加した日を含む）、端末機の識別番号、取扱商品等、販売形態、業種等の加盟店等と丸エネの取引に関する事項

③加盟店らのカードの取扱い状況（オーソリゼーション申請に係る情報を含む）

④カード会社が収集した加盟店等のカード利用履歴（加盟店等がカード等の保有者としてカード等を利用して商品等の購入等を行った履歴をいう）

⑤加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項

⑥カード会社または丸エネが適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等、公的機関が発行する書類または公表する情報に記載または記録された事項

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

⑧カード会社が加盟または決済サービスの追加を認めなかった場合、その事実および理由

⑨割賦販売法第35条の3の5および割賦販売法第35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項

⑩割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イまたは同3号の規定による調査を行った事実および事項

⑪個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項

⑫会員から丸エネまたはカード会社に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、丸エネまたはカード会社が、会員およびその他の関係者から調査収集した情報

⑬行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）および当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報

⑭丸エネまたはカード会社もしくは加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）

(2)以下の目的のために、前号①から⑦の加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店らが本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、カード会社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。

①丸エネが本規約または本規約に付随する特約に基づいて行う業務

②宣伝物の送付等丸エネ、カード会社または他の加盟店等の営業案内

③丸エネのクレジットカード事業その他乙の事業（丸エネの定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発

(3)本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①から⑭の加盟店情報を当該委託先に預託すること。

2.加盟店等は、前項(1)①から⑭の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社のうち、加盟店情報に関して提携したカード会社が、加盟申込審査、加盟店契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード等の利用促進にかかる業務のために、共同利用することに同意します。

3.加盟店等は、本条第1項(1)①から⑦の加盟店情報のうち個人情報を、乙が加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社、組織（以下「共同利用会社」という）が、共同利用会社のサービス提供等のために、共同利用することに同意します。

第41条（情報の登録及び利用等）

1.加盟店らは、本規約により発生した客観的な取引事実に基づく加盟店に関する情報及び加盟申し込みに関する事実を、他のクレジット会社に通知、あるいはクレジット会社が参加する信用情報機関などに7年間を超えない期間登録され、当該クレジット会社または信用情報機関などの参加会員が自己の取引上の判断の為に利用する事に同意するものとします。

2.加盟店らは、加盟審査及び本規約に基づく取引の判断の為に、他のクレジット会社信用情報機関などから加盟店及び加盟申込者に関する情報をクレジット会社が入手し、利用する事に同意するものとします。

第42条（規約の変更）

1.本規約を変更した場合において、丸エネがその変更内容を通知・公表した後に、加盟店らが信用販売の取扱いを行ったときは、加盟店らはその変更を承認したものとみなします。

2.加盟店らは、カード会社が別途定める規約について、以下のURLから常に最新の内容を確認するものとします。

・ジェーシービー加盟店規約：https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/kameiten0705_05.pdf

・三菱UFJ 加盟店規約：<https://www.cr.mufg.jp/merchant/rule/dc/shop.pdf>

・楽天カード加盟店規約：

https://static.card.jp.rakuten-static.com/card_corp/pc/pdf/contents/agreement/merchant_20230623.pdf

・イオンフィナンシャルサービス加盟店規約：

https://www.aeon.co.jp/business/terms/pdf/k_entry_merchant_rules.pdf

・SMBC ファイナンスサービス加盟店規約：

https://www.smbc-fs.co.jp/business/kamei_card/pdf/202007011.pdf

・UCS 加盟店規約：<https://www.ucscard.co.jp/about/rule6.html>

第 43 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は全て日本国法とします。

第 44 条（合意管轄裁判所）

丸エネと加盟店らとの間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

サインレス／PIN レス販売に関する特例事項

第 1 条（サインレス／PIN レス販売）

サインレス／PIN レス販売とは、本規約第 7 条に基づく信用販売に際し、売上票への会員の署名を省略すること（以下「サインレス」という。）または会員本人による暗証番号の入力を省略すること（以下「PIN レス」という。）ができる信用販売をいいます。

第 2 条（対象カード）

サインレス／PIN レス販売を取扱うことができるカード（以下「対象カード」という。）は、本規約に定めるカードのうち、カード会社が認めたカードとし、カード会社は、必要に応じて丸エネを通じて加盟店らに通知することにより、対象カードの範囲を変更できるものとします。

第 3 条（サインレス／PIN レス販売の取扱範囲）

1. 加盟店らは、次の各号のすべてを満たす信用販売について、サインレス／PIN レス販売の取扱いができるものとします。

① サインレス／PIN レス販売を取扱うカード取扱店舗、売場およびサインレス／PIN レス販売の対象となる商品等について、丸エネがカード会社に届出て承認を得た信用販売であることとします。ただし、カード会社は、必要に応じてカード取扱店舗、売場又は販売の対象となる商品等について、あらかじめ丸エネを通じて加盟店らに通知することにより、当該承認の一部を取消すことができるものとし、加盟店らが丸エネによる当該通知を受けた場合には、加盟店らは、当該通知に従って、サインレス／PIN レス販売を取扱います。

② 対象商品は、ガソリン・軽油・灯油・洗車とします。

③ セルフ給油機・セルフ洗車機を利用した信用販売の場合

④会員の1回あたりのサインレス/PINレス販売限度額は、10,000円以下とし、また会員の支払方法は1回払いのみとする。(以下、当該上限金額を「サインレス／PINレス販売代金限度額」という。) 上限金額を超える場合については、全て本規約に従うものとします。

2.前項各号のすべてを満たさない限り、当該信用販売をサインレス／PINレス販売として取扱うことはできず、売上票への会員の署名または端末機への暗証番号の入力を求めるものとします。

第4条（無効カードの通知）

加盟店らは、無効である旨の通知を受けたカードについては、カード提示者に対するサインレス／PINレス販売を含む信用販売を行わないものとします。

第5条（立替金の支払取消・返還の特約）

カード会社は、サインレス／PINレス販売が次の各号のいずれかに該当するときは、当該サインレス／PINレス販売に係るカード会社の承認番号の有無にかかわらず、丸エネに対し当該信用販売に係る信用販売代金の支払を行わないものとします。それに伴い、丸エネは加盟店らに対し当該信用販売代金の支払いを行わないものとします。また、当該信用販売代金が支払済の場合には、加盟店らは、カード会社の選択により、カード会社の請求があり次第、直ちに丸エネを通じて当該代金を返還するか、または当該代金を、加盟店らに対する次回以降に支払い予定の信用販売代金から差引くことにより返還するものとします。

①会員より自己の利用によるものではない旨の申し出がカード会社やカード会社等または丸エネらにあったとき

②本特例の定めに違反して、サインレス／PINレス販売が行われたとき

第6条（IC対応端末機が使用不能の場合）

加盟店らは、IC対応端末機の不具合、故障、通信回線障害その他の事由で端末機が使用できない場合にはサインレス／PINレス販売を取扱ってはならないものとし、本規約の定めに従い信用販売を行うものとします。

第7条（サインレス／PINレス販売の停止等）

カード会社は、カードの不正利用が疑われる場合等サインレス／PINレス販売の取扱いが不適当と認められる事態が生じた場合には、サインレス／PINレス販売の取扱停止等を求めることができるものとします。

「定義集」

No	名称	定義
1	特約店並びに販売店	丸エネとの間で別途「石油製品等取引契約」「石油製品等取引特約契約」を締結している日本国内の店舗・施設において、商品、権利の販売、またはサービス、役務等の提供を行う法人または個人をいいます。
2	信用販売	本契約およびカード会社所定の手続に基づき、加盟店らが会員に対して商品等の提供等を行う場合に、加盟店らが会員から商品代金等を直接受領することなく、会員に対して商品等を販売または提供することをいいます。
3	カード会社	別紙) 取扱一覧表に記載のカード会社等をいいます。
4	加盟店	MECS に加盟を申込み、カード会社が加盟を承認した法人または個人をいいます。
5	会員	カードを正当に所持する個人または法人をいいます。
6	カード	次の各号に記載したクレジットカード等（デビットカード、プリペイドカード、その他支払手段として用いられるカード等の証票その他の物または番号、記号その他の符号を含む）のうち、カード会社が指定するものをいいます。 ①加盟店と会員の間の取引の決済機能を有するカード会社が発行するクレジットカード等 ②カード会社が特別に定める意匠・規格に基づき、カード会社または提携会社が作成発行するカードのうち、カード会社が加盟店らにおける取扱いを認めたもの ③カード会社の提携するカード会社が作成発行するクレジットカード等
7	カード番号等	カードの番号、カードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコードをいいます。
8	商品等	加盟店らが会員に販売または提供する商品、権利および役務を総称していいます。
9	MECS	丸紅エネルギーカードシステムをいいます。

10	MECS センター	MECS で処理された信用販売に関して業務委託された、丸エネ及び加盟店らと業務委託契約を締結している会社
11	MECS 登録シート	カード会社と丸エネが合意した様式をいいます。
12	売上票	カード会社所定の帳票またはカード会社が認めた帳票に準ずる他媒体であって、加盟店らが信用販売した際に作成する商品等の代金額または対価の額をカード会社所定の様式に従って入力または記入するものをいいます。
13	カード取扱店舗	信用販売を行う店舗、施設をいいます。
14	信用照会端末機	CAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）、CCT（クレジット・センター・ターミナル）等、カードもしくはカード番号等の有効性を照会するためのカード会社所定のカード信用照会端末機、システム（J-Mups 等）またはソフトウェアをいいます。本契約では POS 端末機を指します。
15	売上票等	売上票または売上データをいいます。
16	売上集計票	加盟店らがカード会社に対し信用販売代金の立替払いを請求するために売上票を添付して作成するカード会社所定の帳票をいいます。
17	I C 対応端末機	I C チップ情報の読取可能な信用照会端末機をいいます。
18	法令	法律、政省令および条例ならびにこれらに関する規則、規制、許認可、判決、命令、差止命令または決定、監督官庁によるガイドライン、監督基準、クレジットカード・セキュリティガイドラインおよび業界団体による自主規制をいいます。
19	クレジットカード・セキュリティガイドライン	クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定したセキュリティ対策に係るガイドライン（カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店らが準拠することが求められる事項を取りまとめた基準としてこれに相当するもの

		を含む。) であって、その時々における最新のものをいいます。
20	カード会社等	カード会社、提携会社および提携ブランドカードの発行会社をいいます。
21	提携ブランドカード	提携会社所定のサービスマークが表示されているクレジットカードその他支払手段として用いられる証票その他の物または番号、記号その他の符号をいいます。
22	信用販売額	信用販売において加盟店らが売上票に記載できる金額をいいます。
23	信用販売限度額	1回あたりの信用販売額の上限をいいます。
24	信用販売代金	信用販売に係る商品等の代金または対価、税金およびカード会社が認める料金等をいいます。
25	本規約等	本規約および本規約に付帯するまたは関連する契約等を総称していいます。
26	他のカード会社等	別紙) 取扱条件一覧に記載以外のカード会社等をいいます。
27	提携会社	カードまたはカード番号等の取扱いに関しカード会社が提携または加盟する法人その他の団体をいいます。
28	取扱商品等	加盟店らが信用販売において取り扱う商品等をいいます。
29	売上データ	加盟店らがカード会社に対して信用販売代金の立替払いの請求を行うために必要な事項としてカード会社が定める事項を記録する電子データであって、カード会社所定の規格に対応したものをいいます。
30	秘密情報	本規約に基づく信用販売を行う上で知り得た、カード番号等を除く会員に関する個人情報およびカード会社の営業上その他の機密情報をいいます。

31	信用照会端末機等	信用照会端末機および端末識別番号（信用照会端末機を識別するためにカード会社所定の基準に従い当該信用照会端末機ごとに割り当てられた番号をいう。）を総称したものをいいます。
32	暴力団員等	暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。
33	テロリスト等	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号）第 9 条に規定する公告国際テロリスト及び外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づく資産凍結等の措置の対象者として財務省が公表する者をいいます。
34	業務委託会社	丸エネおよび加盟店らが業務委託した第三者をいいます。

取扱条件一覧

カード会社名	支払区分	信用販売限度額	1回払い / リボルビング払い / 分割払い					ボーナス1回払い					
			取扱カード	金額	締切日	支払日	加盟店手数料	分割回数	締切日	支払日	手数料	取扱期間	
										夏期	冬期		
			BENIX	10,000円	① 毎月15日 ② 每月末日	① 翌月5日～11日 ② 翌月20日～25日	2.0%	3/5/6/10/12/15 /18/20/24	毎月15日	翌月5日～11日	3.5%	12月16日～ 7月15日	7月16日～ 12月15日
ジェーシービー	J C B・AMEX	DINERS						分割取扱なし					
三菱UFJニコス	DC / MUFG/NICOS	VISA / MASTER						3/5/6/10/12/15 /18/20/24				1月1日～ 5月31日	8月1日～ 10月31日
楽天カード	RAKUTEN	イオンフィナンシャル サービス	AEON					3/5/6/10/12/15 /18/20/24				2月1日～ 6月30日	8月1日～ 11月30日
U C S	U C S	SMBCファイナンス サービス	セディナ					3/6/10/12/15/1 8/20/24	毎月15日 毎月末日	翌月5日～11日 翌月20日～25日	4.0%	11月21日～ 6月20日	6月21日～ 11月20日
								3/5/6/10/12/15 /18/20/24				12月16日～ 7月15日	7月16日～ 12月15日
												4月1日～ 6月30日	9月1日～ 11月30日

※ 「燃料油」のお支払い区分は、「1回払い」のみとなります。

※ 日本国外の会社または組織・金融機関が発行するカードの取扱いについては、「1回払い」のみとなります。

※ 分割回数は24回までとし、2回・30回・36回には対応しておりません。

※ 「ボーナス1回払い」の加盟店へのお支払いは、「繰上払い」となり、通常よりご入金が前倒しになります。